

入札の心得

入札参加者は、設計図書（仕様書）、工事現場等を十分理解するとともに信義誠実の原則を守り、関係法令を遵守すること。

- 1 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。
- 2 同一事項の入札は、3回までとする。ただし、予定価格を事前公表しているものは、1回とする。
- 3 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。（年間委任状を既に提出している場合は除く。）
- 4 入札書を提出後は、書き換え、引き替え、撤回はできない。
- 5 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 6 再度の入札（同一事項の入札における2回目、3回目をいう。）において、初度入札（同一事項の入札における前回をいう。）の最低価格を上回る価格で入札した者は、落札意思のない入札として、同一事項における以後の入札に参加させない。
- 7 次の場合の入札は、無効入札とする。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者のした入札
 - (2) 地方自治法施行令第167条の11第2項に規定する者以外の者のした入札
 - (3) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く。）
 - (4) 入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札
 - (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
 - (6) 記名押印のない入札
 - (7) 同一の入札者又はその代理人が、同一事項に2通以上の入札をした入札
 - (8) 同一人が2人以上の入札者の代理人としてした入札
 - (9) 委任状を持参しない代理人がした入札
 - (10) 談合その他の不正行為があったと認められる入札
 - (11) 指名停止措置を受けている者のした入札
- 8 予定価格の事前公表を行った入札にあつては、前項に加え、次に掲げる入札も無効入札とする。
 - (1) 入札書比較価格を上回る価格での入札
 - (2) 入札書比較価格1,000万円以上の入札において、工事積算内訳書を提出しない入札
 - (3) 入札書比較価格1,000万円以上の入札において、工事積算内訳書の工事価格を上回る価格での入札
- 9 入札参加者が連合し不穏な行動をなす等、適正な入札が執行できないと認められる場合は、入札を延期し、又は中止することがある。

- 10 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不相当であるときは、落札者とならない場合がある。
- 11 契約に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約する。
- 12 入札に参加を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでは、いかなる場合でも辞退することができる。
 - (1) 入札辞退は、原則として文書により届けること。
 - (2) 入札辞退により、以後の指名等に不利益を与えるものではない。
- 13 予定価格が 1 億 5,000 万円以上の請負契約については、議会の議決を要するため落札後仮契約を締結し、議決を経た後本契約を締結する。ただし、仮契約を締結後議会の議決までの間に落札した者が、入札参加の資格制限又は指名停止処分を受けた場合は、仮契約を解除する。
- 14 当該工事の入札について、参加者が 1 人の場合には入札を執行しない。
- 15 入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。